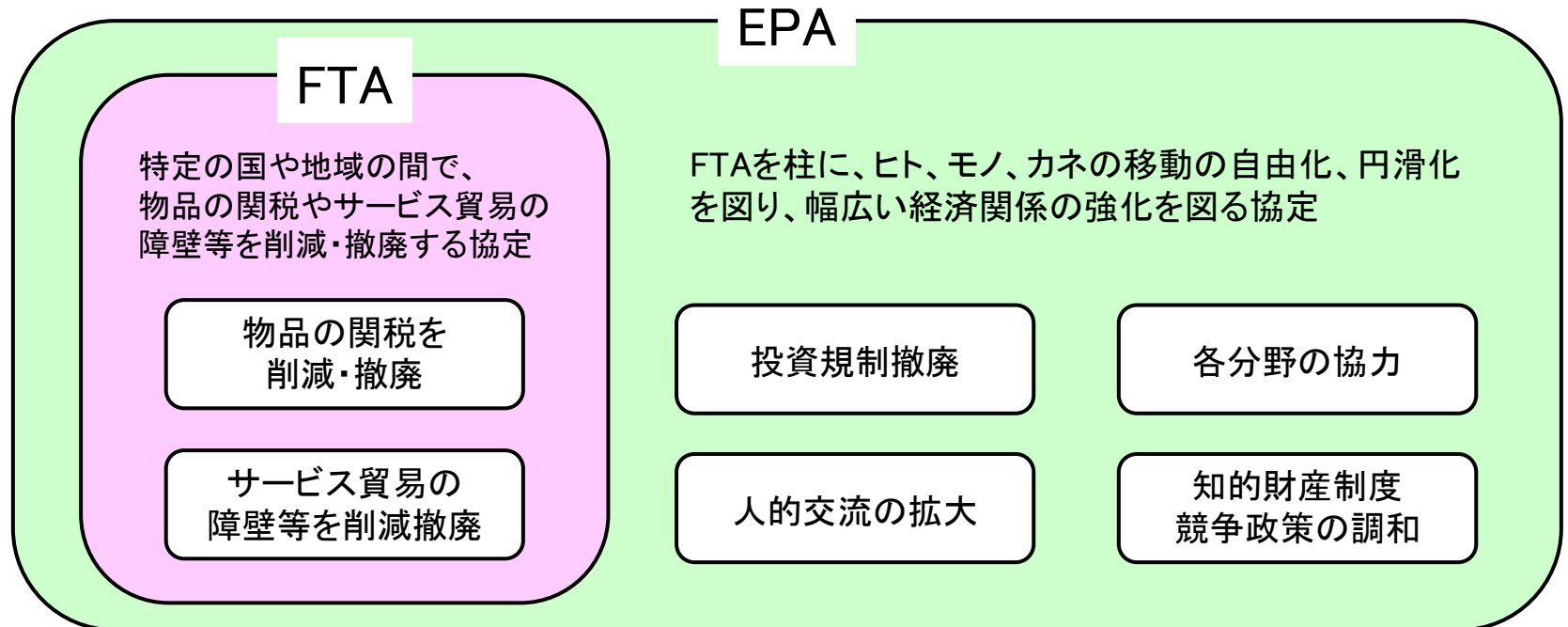


経済連携協定(EPA)とは？

経済連携協定(EPA)とは？

経済連携協定 EPA ▪▪ Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA ▪▪ Free Trade Agreement



主な経済連携協定等の発効状況

- ベルギー
- ブルガリア
- チェコ
- デンマーク
- ドイツ
- エストニア
- アイルランド
- ギリシャ
- スペイン
- フランス
- クロアチア
- イタリア
- キプロス
- ラトビア
- リトアニア
- ルクセンブルク
- ハンガリー
- マルタ
- オランダ
- オーストリア
- ポーランド
- ポルトガル
- ルーマニア
- スロベニア
- スロバキア
- フィンランド
- スウェーデン



RCEP : 15か国
 ASEAN10か国 (ブルネイ, カンボジア,
 インドネシア, ラオス, マレーシア,
 ミャンマー, フィリピン, シンガポール,
 タイ, ベトナム), オーストラリア,
 中国, 日本, 韓国, ニュージーランド

EU 27ヶ国
 2019年2月1日発効

英国 【日英EPA】
 2021年1月1日発効

ASEAN 10ヶ国
 2008年12月1日発効

* 2国間協定がある国, ASEAN協定のみ(CML)

TPP 11ヶ国
 2018年12月30日発効

自己証明制度
 を採用する
 協定

米国
 【日米貿易協定】
 2020年1月1日発効

[世界と日本のFTA一覧 \(ジェトロ\)
 20190022.pdf
 \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/20190022.pdf)

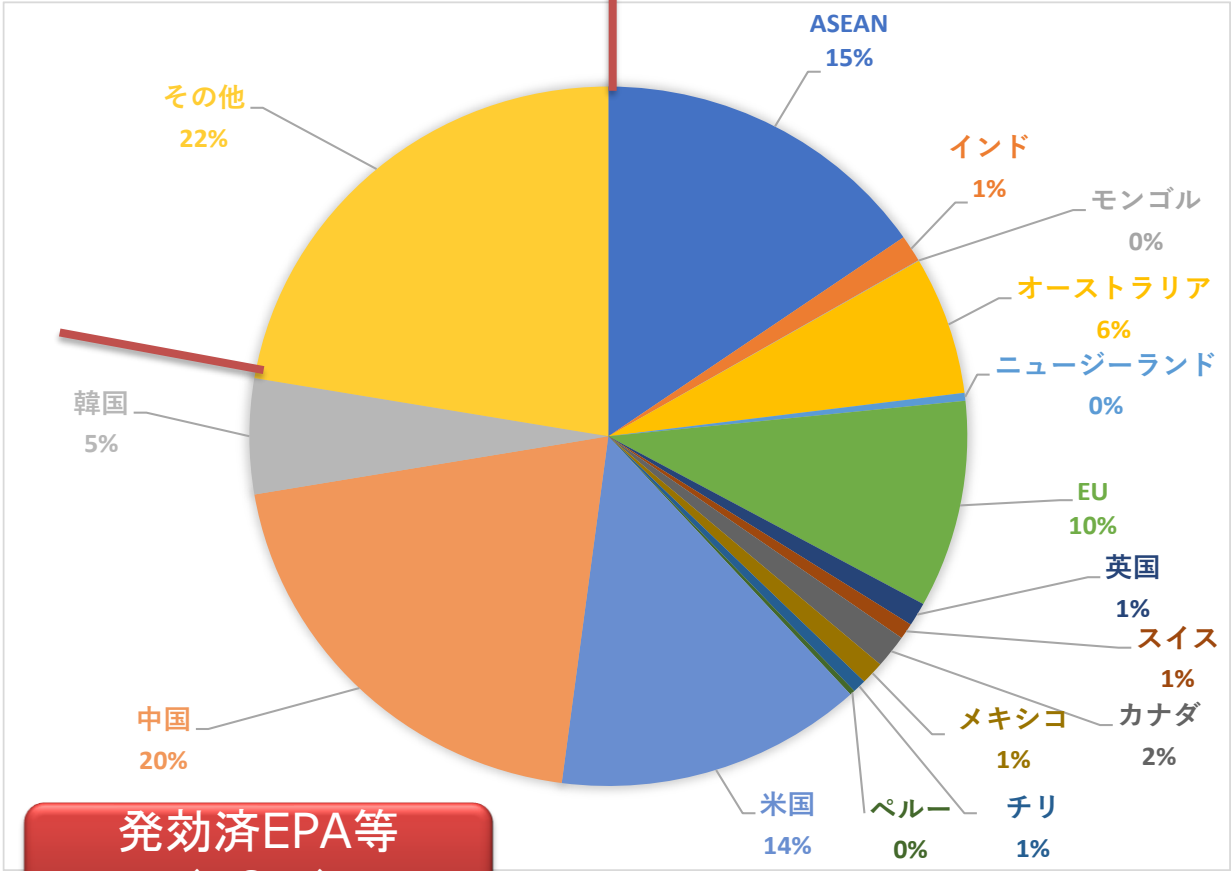
出所：外務省HPなどから構成
 我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組 | 外務省 (mofa.go.jp)

日本のEPA等 貿易カバー率

EPA等	発効年・月
シンガポール	2002.11
メキシコ	2005.04
マレーシア	2006.07
チリ	2007.09
タイ	2007.11
インドネシア	2008.07
ブルネイ	2008.07
ASEAN	2008.12
フィリピン	2008.12
スイス	2009.09
ベトナム	2009.10
インド	2011.08
ペルー	2012.03
オーストラリア	2015.01
モンゴル	2016.06
CPTPP(カナダ/NZ)	2018.12
EU	2019.02
日米	2020.01
日英	2021.01
RCEP(中国/韓国)	2022.01

【日本の貿易相手国構成比】

貿易総額: 216兆円 * 2022年の日本の貿易総額（輸出+輸入）を基に作成

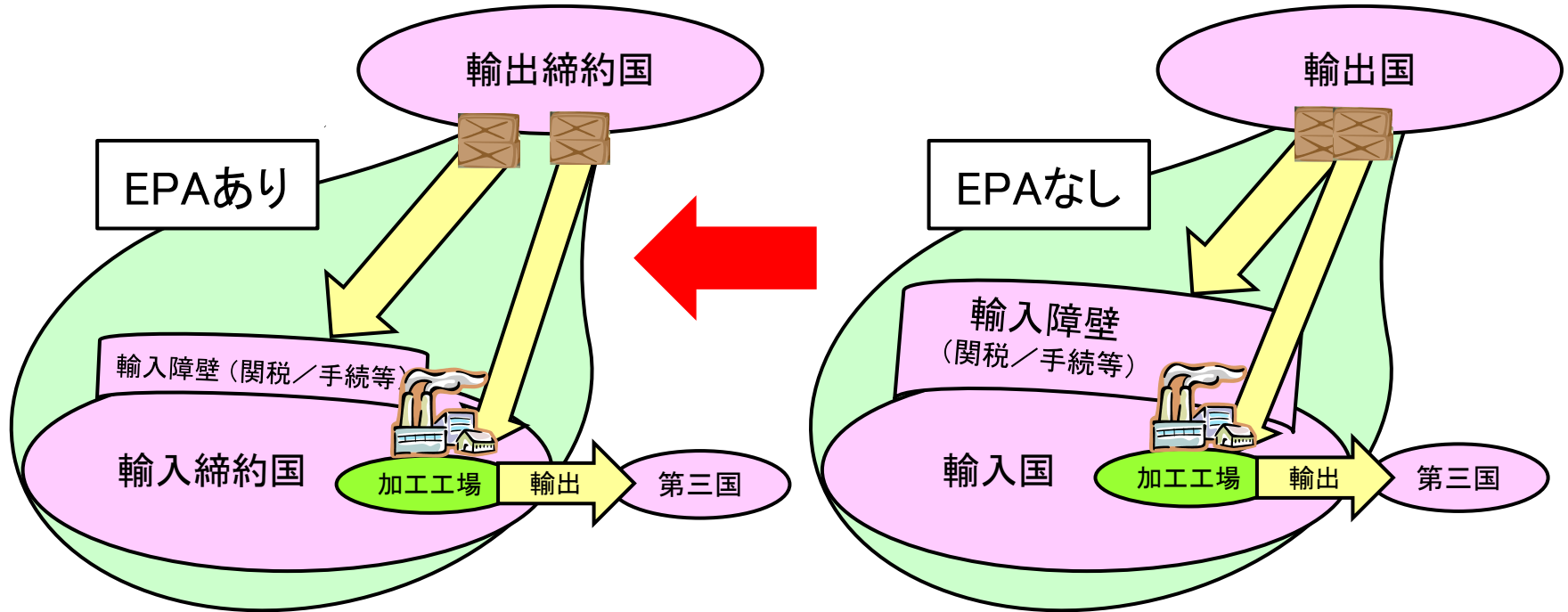


発効済EPA等 (78%)

EPA等相手国との貿易が貿易総額に占める割合は78%

(出所) 財務省貿易統計を基に作成

物品貿易の自由化とは？



★ 関税の削減・撤廃は物品貿易の自由化の一つ！

★ EPA税率は締約輸入国・地域市場向けの税率(関税の一つ)！

⇒ASEAN諸国の場合、輸出製品製造用輸入原材料の関税はEPA税率を利用しなくても投資・輸出奨励制度や国内法により無税になる場合が多い。投資・輸出奨励の恩典や保税工場／倉庫の利用、原材料輸入時申告し製品輸出証明書を提出して原材料輸入関税還付を受ける場合などがある。(例えば、タイ:税の還付制度(Section 19 bis of Customs Act (No.9) B.E.2482(通称BIS 第19条2項)、投資奨励法、工業団地公社法等、マレーシア:各種投資関連法(投資促進法、工業調整法、関税法、関税令、自由地域法等))

関税率表の見方

日本税関 輸入統計品目表(実行関税率表) ※2023年4月1日版
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

WTO協定税率

暫定税率

基本税率

一般特惠税率 (GSP税率)

特別特惠税率 (LDC特惠税率)

EPA特惠税率

第4部 調製食品品、飲料、アルコール、食料、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）

第222類 飲料、アルコール及び食料

2023年2月21日現在

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate															関税率 Tariff rate													
番号 H.S. code		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland		関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)							関税率 Tariff rate					
																	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU	英国 UK	RCEP(アセアン/中国/ニュージーランド)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)	日米 貿易協定 US-Japan		
22.01	水（天然又は人造の氷水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は調味料を加えたものを除く。）、氷及び雪																													
2201.10	000 氷水及び炭酸水	3.2%		3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
2201.90	000 その他のもの	無税		(無税)	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		
22.02	水（氷水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は調味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09品の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）																													
2202.10	水（氷水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は調味料を加えたものに限る。）																													
	100 1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	2.4%	4.9%	2.2%	2.2%	2.2%	11.7%	11.7%				
	200 2 その他のもの	16%		9.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	8.4%	8.4%				
	その他のもの																													
2202.91	ノンアルコールビール																													
	100 1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	1.7%	無税	無税	無税	11.7%	11.7%				
	200 2 その他のもの	16%		9.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	8.4%	無税				
2202.99	その他のもの																													
	100 1 砂糖を加えたもの	22.4%		13.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	1.7%	無税	無税	無税	11.7%	11.7%			無税	
	200 2 その他のもの	16%		9.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	8.4%	無税			無税	
22.03																														

出所:税関ウェブサイト

関税の種類(日本の場合)

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用。
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)。
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)。特惠原産地証明書(Form A)が必要。
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている。
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	JETRO > EPA/FTA、WTOポータルサイト > 日本が締結しているEPA等 の各EPAの協定税率 https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される。

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋